

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第2条 第2項	当社は、スタンプカード加盟店が登録した PayPayスタンプカードが掲載基準を満たしていないと判断した場合は、当該スタンプカードの掲載を拒否または掲載済みの当該スタンプカードおよびプレゼントチケットを削除・変更することができ、スタンプカード加盟店はこれらの措置について何ら異議を述べないものとします。	当社は、スタンプカード加盟店が登録した PayPayスタンプカードが掲載基準を満たしていないと判断した場合は、当該スタンプカードの掲載拒否、掲載済みの当該スタンプカードもしくはプレゼントチケットの削除・変更または当該スタンプカードによる PayPayポイントの付与取消しを行うことができ、スタンプカード加盟店はこれらの措置について何ら異議を述べないものとします。
第2条 第5項	当社は、PayPayスタンプカードの掲載後に、当該スタンプカードを発行するスタンプカード加盟店に対し、特典の変更等について相談をお願いする場合があります。	当社は、PayPayスタンプカードの掲載後に、当該スタンプカードを発行するスタンプカード加盟店に対し、特典等の変更等について相談をお願いする場合があります。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3条 第2項 (1)	スタンプの付与条件となる取引における商品等代金の最低金額を入力してください。 付与条件を満たした場合、1回のPayPay決済(PayPayを用いた商品等代金の支払をいいます。以下同じ。)につき 1つのスタンプが当該スタンプカードに対して付与されます。 PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。	ア 付与方法の選択 ・スタンプの付与方法について、1回のPayPay決済(PayPayを用いた商品等代金の支払をいいます。以下同じ。)につき 1つのスタンプを付与する方法(以下「付与方法①」といいます。)または PayPay決済に係る金額に応じてスタンプを付与する方法(以下「付与方法②」といいます。)のいずれかを選択してください。 イ 付与方法①を選択した場合の付与条件 ・付与方法①を選択した場合、スタンプの付与条件となる取引における商品等代金の最低金額および1日当たりのスタンプ付与上限を設定する場合には当該上限を入力してください。PayPayユーザーが付与条件を満たした場合、当該条件を満たす 1回のPayPay決済につき1つのスタンプが当該スタンプカードに対して付与されます。なお、スタンプカードに1日当たりのスタンプ付与上限が設定されている場合、当該スタンプカードの1日当たりの付与合計数は当該上限を超えません。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3条 第2項 (1)	スタンプの付与条件となる取引における商品等代金の最低金額を入力してください。 付与条件を満たした場合、1回のPayPay決済(PayPayを用いた商品等代金の支払をいいます。以下同じ。)につき1つのスタンプが当該スタンプカードに対して付与されます。 PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。	ウ 付与方法②を選択した場合の付与条件 ・付与方法②を選択した場合、スタンプの付与条件となる取引における、スタンプの付与単位とする金額および1日当たりのスタンプ付与上限を設定する場合には当該上限を入力してください。 PayPayユーザーが付与条件を満たした場合、以下の計算式により算定した数(小数点以下切捨て)のスタンプが当該スタンプカードに対して付与されます。なお、スタンプカードに1日当たりのスタンプ付与上限が設定されている場合、当該スタンプカードの1日当たりのスタンプ付与合計数は当該上限を超えません。 スタンプの付与条件となる取引における商品等代金の金額 ÷ スタンプの付与単位として入力した金額 (例:スタンプの付与単位とする商品等代金の金額を 500円と入力した場合、商品等代金の金額が3200円のときには、スタンプは 6個付与されます) エ その他 スタンプカード加盟店は、懸賞による加盟店特典または PayPayポイントの提供をしてはならず、付与条件として定めることもできません。 PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3条 第2項 (2)	・PayPayスタンプカードの内容の詳細説明を PayPayスタンプカード上に表示することができます。 ・PayPayスタンプカードを獲得または利用することができる PayPayユーザーの属性、PayPayスタンプカードを獲得または利用することができない PayPayユーザーの属性を設定することはできません。 ・PayPayスタンプカードを適用することができる商品またはサービス、 PayPayスタンプカードを適用することができない商品またはサービスを設定することはできません。ただし、たばこ等の法令に基づき、スタンプカード加盟店自らの費用負担により商品等代金の値引きや商品等の購入者に対する経済的利益の提供等が禁止されている商品またはサービス(以下「禁止商品等」といいます。)については、 PayPayスタンプカードの適用を禁止します。 また、当該スタンプカードの詳細説明として、以下の内容を記載してください。「本スタンプカードは、●●【禁止商品等の商品名を記載】には利用できません。」 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することができます。	・PayPayスタンプカードの内容の詳細説明を PayPayスタンプカード上に表示することができます。 ・PayPayスタンプカードを獲得または利用することができる PayPayユーザーの属性、PayPayスタンプカードを獲得または利用することができない PayPayユーザーの属性を設定することはできません。 ・PayPayスタンプカードを適用することができる商品またはサービス、 PayPayスタンプカードを適用することができない商品またはサービスを設定することはできません。ただし、たばこ等の法令に基づき、スタンプカード加盟店自らの費用負担により商品等代金の値引きや商品等の購入者に対する経済的利益の提供等が禁止されている商品またはサービス(以下「禁止商品等」といいます。)については、 PayPayスタンプカードの適用を禁止します。 - また、当該スタンプカードの詳細説明として、以下の内容を記載してください。「本スタンプカードは、●●【禁止商品等の商品名を記載】には利用できません。」 ・PayPayスタンプカードの内容の詳細説明は、 PayPayスタンプカードの発行後に変更することができます。
第3条 第3項 (2)	・プレゼントチケットを獲得するまでに必要なスタンプ数を入力してください。 ・1つのPayPayスタンプカードに対して、複数のプレゼントチケットを設定することもできますが、合計スタンプ数の最後のスタンプは必ずスタンプスロット数に入力してください。(例: 合計スタンプ数が 8つの場合、4つ目および8つ目にプレゼントチケットを設定することが可能)	・プレゼントチケット (PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合)または PayPayポイント(PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合)を獲得するまでに必要なスタンプ数を入力してください。 ・1つのPayPayスタンプカードに対して、複数のプレゼントチケット またはPayPayポイントの付与を設定することもできますが、合計スタンプ数の最後のスタンプは必ずスタンプスロット数に入力してください。(例: 合計スタンプ数が 8つの場合、4つ目および8つ目にプレゼントチケット または PayPayポイントの付与を設定することが可能)

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第3条 第3項 (3)	・特典の画像またはイメージ画像をアップロードしてください。 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。	・PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合、提示されたプレゼントチケットに応じ提供する加盟店特典の画像またはイメージ画像をアップロードしてください。 ・PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合、画像は自動的に表示されます。 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。
第3条 第3項 (4)	・特典のタイトルを入力してください。 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。	・PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合、加盟店特典のタイトルを入力してください。 ・PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合、タイトルは自動的に表示されます。 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。
第3条 第3項 (5)	・特典の説明文を入力してください。 ・特典の提供場所が一部の店舗に限られる場合は、その旨および提供場所の情報を記載してください。ただし、スタンプカード加盟店店舗以外を特典の提供場所にすることは禁じます。 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。	・PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合、加盟店特典の説明文を入力してください。 ・PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合、加盟店特典の提供場所が一部の店舗に限られるときは、その旨および提供場所の情報を記載してください。ただし、スタンプカード加盟店店舗以外を加盟店特典の提供場所にすることは禁じます。 ・PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合、説明文は自動的に表示されます。 ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目

2022年6月6日まで

2022年6月7日以降

第3条 第3項 (6)

- ・特典の価額(課税対象商品の場合は消費税を含んだ金額)を入力してください。
- ・特典として次回以降の商品等代金の支払い時に支払うべき対価を減額する場合には、その減額する金額を入力してください。
- ・「いずれか好きなドリンク 1杯」等のように特典の価額に幅がある場合には、最高額となる特典の価額を入力してください。
- ・複数の物品等を組み合わせて 1つの特典とする場合には、それらの合計金額を入力してください。
- ・特典と同じものが市販されている場合は、特典の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格を入力してください。
- ・特典と同じものが市販されていない場合は、特典を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、特典の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格を入力してください。
- ・取引の価額(プレゼントチケットを獲得するまでに必要なスタンプ数に、スタンプの付与条件となる取引における商品等代金の最低金額を乗じた金額をいいます。以下同じ。)の20%を超える価額の特典を設定することはできません。
- ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。

ア 共通

- ・取引の価額(プレゼントチケットまたは PayPayポイントを獲得するまでに必要なスタンプ数に、スタンプの付与条件となる取引における商品等代金の最低金額を乗じた金額をいいます。以下同じ。)の 20%を超える価額の加盟店特典または PayPayポイントを設定することはできません。
- ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。

イ PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合

- ・加盟店特典の価額(課税対象商品の場合は消費税を含んだ金額)を入力してください。
- ・加盟店特典として次回以降の商品等代金の支払い時に支払うべき対価を減額する場合には、その減額する金額を入力してください。
- ・「いずれか好きなドリンク 1杯」等のように加盟店特典の価額に幅がある場合には、最高額となる加盟店特典の価額を入力してください。
- ・複数の物品等を組み合わせて 1つの加盟店特典とする場合には、それらの合計金額を入力してください。
- ・加盟店特典と同じものが市販されている場合は、加盟店特典の提供を受ける者が、それを通常購入するときの価格を入力してください。
- ・加盟店特典と同じものが市販されていない場合は、加盟店特典を提供する者がそれを入手した価格、類似品の市価等を勘案して、加盟店特典の提供を受ける者が、それを通常購入することとしたときの価格を算定し、その価格を入力してください。

ウ PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合

- スタンプ数に応じて PayPayポイントを付与する場合には、付与する PayPayポイント数を入力してください。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目

2022年6月6日まで

2022年6月7日以降

第3条 第3項 (7)

- ・特典の原価(1円未満の端数は切り捨て)を入力してください。
- ・特典が物品の場合は仕入れ時の値段を入力してください。仕入れ時の値段が 0円の場合には、市場価格と想定される原価を入力してください。
- ・特典が無形(マッサージ、シャンプー等の体験)の場合には、提供に要した人件費等により換算した原価を入力してください。
- ・特典が2種類以上の品が組み合わさったもの(セット、詰め合わせ等)の場合には、各品の合計原価を入力してください。
- ・特典が加盟店店舗のみにおいて価値のあるもの(店舗クーポン券等)の場合には、その価格(券面額等)を原価として入力してください。
- ・特典が複数種類から選択する(選べる ●●プレゼント等)場合には、一番高い特典の原価を入力してください。
- ・特典の原価がほぼ 0円と想定されるもの(過去作成したノベルティ等)の場合には、市場価格と想定される原価を入力してください。
- ・当社の審査プロセス上、原価の証明となる書類等(物品の場合:仕入れ時の領収書等、無形(人件費換算)の場合:人件費の証明になる算出根拠資料、市場価格から算定する場合:算定元にした価格がわかる画像、WebサイトURL等)の提出をお願いします。
- ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。

- ア 特典の原価(PayPayスタンプカード(加盟店特典)の場合)**
- ・加盟店特典の原価(1円未満の端数は切り捨て)を入力してください。
 - ・加盟店特典の商品カテゴリを入力してください。
 - ・加盟店特典が物品の場合には、仕入れ時の値段を入力してください。仕入れ時の値段が0円の場合には、市場価格と想定される原価を入力してください。
 - ・加盟店特典が無形(マッサージ、シャンプー等の体験)の場合には、提供に要した人件費等により換算した原価を入力してください。
 - ・加盟店特典が2種類以上の品が組み合わさったもの(セット、詰め合わせ等)の場合には、各品の合計原価を入力してください。
 - ・加盟店特典が加盟店店舗のみにおいて価値のあるもの(店舗クーポン券等)の場合には、その価格(券面額等)を原価として入力してください。
 - ・加盟店特典が複数種類から選択する(選べる ●●プレゼント等)場合には、一番高い加盟店特典の原価を入力してください。
 - ・加盟店特典の原価がほぼ 0円と想定されるもの(過去作成したノベルティ等)の場合には、市場価格と想定される原価を入力してください。
 - ・当社の審査プロセス上、原価の証明となる書類等(物品の場合:仕入れ時の領収書等、無形(人件費換算)の場合:人件費の証明になる算出根拠資料、市場価格から算定する場合:算定元にした価格がわかる画像、WebサイトURL等)の提出をお願いします。
 - ・PayPayスタンプカードの発行後に変更することはできません。

- イ PayPayポイントの原価(PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の場合)**
- ・スタンプ数に応じて付与する PayPayポイント1ポイントを1円として算出した金額が PayPayポイントの原価となります。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目

2022年6月6日まで

2022年6月7日以降

第4条

スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカードを作成するにあたり、以下のような商品、サービス等を特典として設定してはなりません。また、スタンプカード加盟店は、懸賞による特典の提供をしてはなりません。

- (1) 取引の価額の20%を超える価額のもの
- (2) 調達および提供することができなくなるおそれのあるもの
- (3) 実際には提供しないまたは提供できないもの
- (4) 特典の内容、数量等が不明確なもの
- (5) 金銭、現金
- (6) PayPay残高、PayPayギフトカード
- (7) 医薬品、医療機器、医薬部外品、薬用化粧品
- (8) 必要な許認可を得ていないもの
- (9) 株式等のように価格が変動するもの
- (10) 特典の価額、特典の原価が算定できないもの
- (11) プレゼントチケット獲得時のPayPay決済に対する即時値引き
- (12) 生き物
- (13) たばこ、酒類等のように年齢制限のあるもの(ただし、当社が個別に承諾した場合はこの限りではありません。)
- (14) 当社が許可していないポイント、ギフトカード、商品券等
- (15) 法令、社会規範または公序良俗に反するもの
- (16) 業界の公正競争規約に反するもの
- (17) 加盟店規約等にて取扱いが禁止されているもの
- (18) PayPayマイストア 運用ガイドラインにて表示が禁止されているもの
- (19) その他、当社が不適切と判断してスタンプカード加盟店に示したものの

スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカード(加盟店特典)を作成するにあたり、以下のような商品、サービス等を加盟店特典として設定してはなりません。

- (1) 調達および提供することができなくなるおそれのあるもの
- (2) 実際には提供しないまたは提供できないもの
- (3) 加盟店特典の内容、数量等が不明確なもの
- (4) 金銭、現金
- (5) PayPay残高、PayPayギフトカード
- (6) 医薬品、医療機器、医薬部外品、薬用化粧品
- (7) 必要な許認可を得ていないもの
- (8) 株式等のように価格が変動するもの
- (9) 加盟店特典の価額、加盟店特典の原価が算定できないもの
- (10) プレゼントチケット獲得時のPayPay決済に対する即時値引き
- (11) 生き物
- (12) たばこ、酒類等のように年齢制限のあるもの(ただし、当社が個別に承諾した場合はこの限りではありません。)
- (13) 当社が許可していないポイント、ギフトカード、商品券等
- (14) 法令、社会規範または公序良俗に反するもの
- (15) 業界の公正競争規約に反するもの
- (16) 加盟店規約等にて取扱いが禁止されているもの
- (17) PayPayマイストア 運用ガイドラインにて表示が禁止されているもの
- (18) その他、当社が不適切と判断してスタンプカード加盟店に示したものの

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第5条	—	スタンプカード加盟店は、PayPayクーポンの利用可能期間中、当該期間終了日翌日以後または当社が別途開催するキャンペーンの対象店舗となった後などにおいて、PayPayスタンプカード(PayPayポイント)の発行について制限を受けることがあります。詳細は細則をご確認下さい。
第6条 第1項	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカードを作成するにあたり、以下に定める要件を遵守するほか、優良誤認表示や有利誤認表示等の不当表示を行わないようにしなければなりません。 (1)実際に提供される特典が1人前の分量であるにもかかわらず5人前の分量であると誤認される等、実際に提供される特典よりも著しく優良であると誤認されるおそれのある画像をアップロードしてはなりません。 (2)特典として次回以降の商品等代金の支払い時に支払うべき対価を減額する場合等、特典のタイトルや説明としてその価額を表示する必要がある場合を除き、特典の価額を表示してはなりません。 (3)PayPayスタンプカードの内容と関連性のない表示をしてはなりません。 (4)PayPayスタンプカードの内容や仕組み等と矛盾する内容の表示をしてはなりません。 (5)PayPayユーザーが通常は認識し得ない例外やPayPayユーザーにとって不利益な条件がある場合、これらの例外や条件等を表示するものとします。 (6)その他、当社が不適切と判断してスタンプカード加盟店に示した表示をしてはならず、当該表示を掲載している場合は速やかに修正をしなければなりません。	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカード(加盟店特典)を作成するにあたり、以下に定める要件を遵守するほか、優良誤認表示や有利誤認表示等の不当表示を行わないようにしなければなりません。 (1)実際に提供される加盟店特典が1人前の分量であるにもかかわらず5人前の分量であると誤認される等、実際に提供される加盟店特典よりも著しく優良であると誤認されるおそれのある画像をアップロードしてはなりません。 (2)加盟店特典として次回以降の商品等代金の支払い時に支払うべき対価を減額する場合等、加盟店特典のタイトルや説明としてその価額を表示する必要がある場合を除き、加盟店特典の価額を表示してはなりません。 (3)PayPayスタンプカードの内容と関連性のない表示をしてはなりません。 (4)PayPayスタンプカードの内容や仕組み等と矛盾する内容の表示をしてはなりません。 (5)PayPayユーザーが通常は認識し得ない例外やPayPayユーザーにとって不利益な条件がある場合、これらの例外や条件等を表示するものとします。 (6)その他、当社が不適切と判断してスタンプカード加盟店に示した表示をしてはならず、当該表示を掲載している場合は速やかに修正をしなければなりません。

新旧対照表(PayPayスタンプカード 運用ガイドライン)

項目	2022年6月6日まで	2022年6月7日以降
第6条 第2項	—	スタンプカード加盟店は、PayPayスタンプカード(PayPayポイント)を作成するにあたり、前項(3)～(6)および以下に定める要件を遵守するほか、優良誤認表示や有利誤認表示等の不当表示を行わないようにしなければなりません。 (1)「キャッシュバック」「割引き」「値引き」「ポイント付与」等、PayPayポイント以外の経済上の利益が提供されるとPayPayユーザーに誤認されるおそれがある表示をしてはなりません。 (2)PayPayポイントの付与額を訴求する場合、PayPayポイントと現金を混同させないために、「opt」のように表示するか、「〇円相当」「〇円分」のように「相当」または「分」を付記するものとします。